

エコエアポート推進部会規約

小松空港利用者利便向上協議会規約第9条に基づく専門部会として、エコエアポート推進部会を設置する。

(目的)

第1条 本専門部会は、小松空港内で活動を行う全ての事業者等（小松基地を除く）が、環境問題を正しく理解し、問題認識を共有することにより、環境問題に対し一連の自主的な活動を行う空港、すなわちエコエアポートを実現することを目的とする。

(活動)

第2条 本専門部会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 空港環境計画の策定
- (2) 空港環境計画に基づく施策の実施
- (3) 空港環境計画に基づく各施策の達成状況の評価
- (4) 空港環境計画の実施にあたって、関係者に対し必要となる教育及び啓発活動
- (5) その他エコエアポートを推進するために必要となる取り組み

(構成)

第3条 本専門部会の構成員は別表のとおりとする。

- 2 本専門部会長は必要があると認めた場合、構成員以外の者をオブザーバーとして参加させ、意見を聴取することができる。

(部会長及び事務局)

第4条 本専門部会の代表者たる部会長は小松空港事務所長とする。

- 2 本専門部会の事務局は小松空港事務所が当たる。

(運営)

第5条 本専門部会は必要に応じて部会長が招集する。

- 2 本専門部会に付議すべき議題は、提案書を予め提出し事務局が取りまとめる。
- 3 本専門部会の議決は多数決による。
- 4 本専門部会の議決内容は、小松空港利用者利便向上協議会に報告する。

(雑則)

第6条 この規約に定めのない事項で本会の運営に必要な事項は、協議の上決定する。

(附則)

この規約は平成23年3月8日から施行する。

(別表)

エコエアポート推進部会構成員

大阪航空局 小松空港事務所
北陸地方整備局 金沢港湾・空港整備事務所
石川県 航空消防防災グループ
北陸エアターミナルビル(株)
北陸国際航空貨物ターミナル(株)
日本航空(株) 小松空港所
全日本空輸(株) 小松空港所
北海道国際航空(株) 小松空港所
中日本航空(株) 小松運航所
(株) 東亜メンテナンス TAPS部
(株) 北鉄航空
(財) 空港環境整備協会 小松事務所